

令和7年度第4回伊奈町上下水道審議会議事録（要旨）

日 時 令和7年11月7日（金） 午後1時30分～
会 場 上下水道庁舎2階 第1会議室
出席者 上下水道審議会委員：清水会長、齋藤副会長、菊池委員、土屋委員、青木委員、柴崎委員、清宮委員、木村委員、島田委員、深見委員、川窪委員、吉岡委員
欠席者 上下水道審議会委員：0名
事務局：今野統括監、田口課長、小笠原係長、林係長、渡邊主査、藤倉主任
支援事業者：（株）東洋設計事務所 埼玉出張所

1. 開会

（事務局） 定刻より早いのですが皆さんお揃いになりましたので、令和7年度第4回上下水道審議会を開催させていただきます。本日はお忙しいところ、上下水道審議会にご出席をいただき、ありがとうございます。今回も司会進行は上下水道課課長の田口がいたします。どうぞよろしくお願いいいたします。お手元に配布しました。次第に従いまして、進めさせていただきます。始めに清水会長にご挨拶をいただきたいと存じます。

（清水会長、あいさつ）

（事務局） ありがとうございました、それでは次第の3議事に入りたいと思います。本日の会議は全員ご出席となっておりますので、ご報告いたします。伊奈町上下水道審議会条例第6条に審議会の会議につきましては、会長が議長となることとなっております。清水会長、よろしくお願いいいたします。

（会長） はい。それでは早速でございますけども。審議に入っていきたいと思います。今までの3回審議会を行いましたけども、今回も始めに水道料金のあり方につきまして、事務局から説明をお願いできればと思います。

（事務局） 水・資料1について説明

（会長） 今説明いただきましたけども。初めて見る表ですので、なかなか分かりづらい部分もあったと思います。何か分からないこととか、また、ご意見がありましたらお願いします。また順番に委員さんの方からお願いできますか。

（委員） 大丈夫です。

（委員） 分かり易くまとめていただいたと思う数字でありました。特に分からぬことがなかった。

(委員) 大丈夫です。

(委員) 分かり易くできると思います。

(委員) 前回詳しく述べました。料金改定率が何%でも案3が基本水量を廃止する場合かと思うのですが、その基本水量の何ぞやつていう部分と、廃止した場合の収支を教えていただければと思います。

(事務局) 基本水量でございますけれども、口径13mmと20mmが、一般家庭の使用口径になるかと思いますが、一ヶ月の基本料金の中に、10m³分が含まれているというものになります。従いまして、1m³から10m³まで使う場合は、基本料金だけで済むというものが基本水量になります。使用料の少ない方は基本料金だけで済みます。こちらは、25mm以上は全くございません。1m³からというのは、考え方としては使った人が使った分だけの支払いになるということです。その考え方を今しているところが増えています。例えば横浜市はこういう形に切り替わっているところでございます。

(委員) 一般家庭に対しては、何百円かの値上はすごく大きくな感じないなと思いましたが、大口の使用者は、伊奈町はどのぐらいいらっしゃるのかと、金額が上がることによって、大口使用者の影響はどのようになるのでしょうか。

(事務局) 大口の方になりますが、50mm以上の調定件数が16%、お支払い料金ですと26.8%です。大口の方で10万円、20万円の方もおりますが、支払う率はそれぞれの案で同じになります。一般家庭に比べると大きい額ですけれども、全体から見ると割合が同じというような形になります。

(委員) この資料で、10%、15%、17%の三通りその中にも案1、案2、案3と、いろんな案を見てみると水量を少ないとところには、10%の場合の案1ですと、0m³が132円、10m³がこれも132円という形で、かなり低い値段に収まっている。多く使うところには、多くなってる。少量使用者を重視するのか、たくさん使う使用者を重視していくのか、非常に迷うところですよね。3年後とか5年後とか見越しての設定率が必要なのかなと考えております。

(委員) 私は今回の説明で、随分よくわかりました。

(委員) 特に私も分からないところはないんですけど、この審議会の中でまず考えなければいけないのは何%の料金改定にするかまず考えた方がいいかなと思います。従来からの話だと15%ぐらい改定すると5年ぐらいは持つだろう。17%だともう少しは持つだろうという話だと記憶しているのですが、10年先を見てもなかなか難しいので、社会情勢等々変わるので、5年ぐらいで料金改定をしていくような仕組みであれば、普通の利用者の方もご理解いただけるのではないかと思います。皆さんここではまず最初にこの料金改定のパーセンテージをどのぐらいかにすれば、皆さん納得

するか、それでこの案 1.2.3 どれがいいかって皆さんに考えた方がスムーズに行くんじゃないかなという気はするのですが。

(委員) 基本的にはまず改定率をどうするかが一番になると思うのです。10にするか 15 にするか、案 1 はそのまま改定率をかけ合わせるものですね。案 2 は基本料金を上るのですね。案 3 では基本水量をなくしているので、多分安定するのはこの基本料金上げるのが一番安定するかと思うのです。ただ残念なら一人とか二人世帯とか量が少ない人が負担率が高くなる。水道事業の安定を考えると、基本料金を上げるというの が一番安定するかと思うのですが、その負担の割合を考えると今までいくのが一番いいのかもしれない。5 年後コストがどのようにかかってくるかをまず出していただいて。何パーセントあげればいいのかと、体系はどうなりますかっていう事だと思うのですけど。あと老朽化対策に対してコストが増えていくはずです。

(事務局) 今のコストの部分も、9 月 30 日の資料の最後のページにそれぞれのケース 10%、15%、17%についてまとめさせていただいたものがあります。財政計画の説明資料です。コストにつきましては表の横の部分で説明させていただいております。

(委員) 答申書にも記載できますか。

(会長) その答申書の改定案を何パーセント引き上げるか、料金体系をどうするかっていうことが決まれば、答申書をそれに基づいて作ってくれるわけですね。

(事務局) 文書か表を付けるなどしてまとめたいと思います。

(会長) いろんなご意見をいただきました。結局委員さんのおっしゃった通り、何パーセントに引き上げるのがやむを得ないかということを決定していきたいと思うのですが、それに基づいてどういう料金体系が好ましいのかを決定して行きたいと思いますので、率直な意見をいただければと思います。

(会長) 総括原価を説明してあげてください。コストが分からないとのことだから、

(事務局) 5 年間の費用が 64 億ということです。今後の 5 年間にかける費用を割り返す というようなイメージです。5 年間にかかる費用を総括原価として出して、それを 5 年間で支払うという形です。それで先ほどの表に戻りますけれども、15%であれば、概ね運営ができるといいというのです。17%であれば少し内部留保ができ安定した経営ができるということですね。10%につきましては給水収益だけでの運営が難しい、年によっては、マイナスとなるような形であることを大まかに説明をさせていただいている。

(会長) 結局は整理すると 5 年間で 64 億円必要だから、基本的には 15% の料金引き上げがあれば安定的に運営できるそういう解釈ですね。15% がいいっていうわけにもなかなかいかないでしょうけど、やむを得ないかなという形の中で、皆さんのご賛同が得られれば、次に話を進めていきたいなと思うのですが、皆さん 15% ということで、話を

進めさせてよろしいでしょうか。15%で決まれば料金体系についてはまた皆さんに意見をお聞きします。

(委員全員) はい。いいです。

(会長) ありがとうございます。やむを得ないっていう感じですけどね。次は料金体系なのですが、三つほど案が示されたのですけども。今まで基本料金で10 m³まで使いました。基本水量をなくすことになると、1 m³からお金が掛かってくるわけでしょうけど、給水開始して50年ぐらいいたっていますので、理解しづらい部分があるのかなという気がするのですけど。なかなか住民に受けられ難いところはあるのかなって気がするのですけども。皆さんの意見はどうですか。

(委員) 基本的には現行通りの体系をそのまま移行したのが一番分かりやすい。

(会長) 基本水量を一般家庭はなぜ設けたのかといいますと、歴史的な背景がありまして、衛生管理の関係で基本水準を作ったものです。今は少なくなりましたけども地下水と町の水道と併用して使ってる家で、水道を使用していただいて衛生管理を向上させるそういう歴史的な背景があったのです。横浜なんか今それを無くしたわけですね。

(委員) 厚生労働省のデータでは、1人世帯が多くなるのですが、今基本水量をなくして全部従量制にすると、収入減りますよね。

(事務局) 使った分だけお支払いになるという形になりますので減る事はないです。案3のことを言っておられるとしますと全く逆になると思います。

(会長) 一般家庭と、大口の方が増えて心配という方もいらっしゃいますので、そういうことも加味しながら、また、大口を抑えれば一般家庭にしわ寄せが出てくるという形になるので、どこら辺が妥当なのか、委員さんがおっしゃった今の形で15%そのままが一番分かりやすいかなっていう話もありましたが、事務局の説明をもう一度お願いします。

(事務局) 本日の資料、4ページのグラフが分かりやすくなっています。一番下を通っている黒い線が現行の料金になります。その上に沿う形で緑色の線が走っておりますけれども、これが案2のグラフになります。案1は一律に上げるという話であります。10 m³ぐらいまでは同じような現行の料金についていきますけど、途中で案2を20 m³あたりで抜いて、40 m³あたりで今度は案3も抜いて、50 m³では最も高くなるというのが案1です。案2緑色の線につきましては基本料金の部分は高くなるのですけれども、途中からは現行の料金の線に沿った形の上がり方になります。案3ですが、少量しか使わない場合は、使った分だけ取るので料金は低いのですが、使うに連れて使用料が上がっていきます。けれども、最終的に40 m³の先で、案1に抜かれるという形です。案2は0から10 m³の部分の少ない方に対しての影響が、基本料金の割合を高めてますから大きくなる。少ない使用量の方には費用負担が増えて

しまうものです。ただ一定量を使ってる方については、現状の料金に比較的近い形での移行になる。案1でそのまま移行しますと 40 m³以上使う方から非常に上がってしまうというのがこの形ということでというところでございます。

(委員) 値段を上げることの目的は基本的には、水道事業を安定させることですね。それにはどれが一番いいのですか。

(事務局) 経営上の安定であればやはり基本料金を一定程度いただくというのが良い形です。なぜかと申し上げますと、従量料金っていうのは使うという見込みのもとに予想を立ててるもので、一人が水を使う量が少なくなってくるという部分と、人口自体が下がり使用水量が少なくなるというところが今後あることを審議員の方にお伝えしなくてはならないところであります。

(会長) 人口が減るところで、委員さんの話だと伊奈町の人口はゆるやかに減るのでしょ
うが、一番影響が大きいのは、節水型の機器でトイレなんかは、昔の水洗トイレから
すると、1/3 ぐらいです。あと節水の洗濯機の影響が大きいです。町の人口推定は
出てるんだよね。

(事務局) 総合振興計画ででています。ちょっと高いかなという印象があります。

(会長) 町の側からみた見込みですね。

(委員) 案2で 10 m³使う人は 600 円上がるのか、どう感じるのか。10 m³使ってるのは非
常に少ない世帯ですね。子育て世帯は結構使ったりするんですよね。

(会長) 案2で行くと子育て世帯には結構やさしいよね。単身者には、少し高くなつて気
がするけれども。ただどこかでその負担をしてもらわざるを得ない状況もあります
ね。

(委員) 個人的に言うと私の家は、40 m³ぐらい使っている。

(会長) 今事務局の方から説明があった通りなのですが、どこに重点を置くかという問
題になると思います。グラフ見ると少量の人はちょっと負担が増えるけども、ファミ
リー層は今の体系とそれほど変わらないグラフになっている。使用者からは、これぐ
らいかという人と、単身者なんかは随分上がったなと言う人もいるでしょうけども、
この辺がどうなのかな考えるところですけどもね。

(委員) あと要は政治的な決断なのですよ。安定させるならそういうことですよね。

(会長) どうでしょう皆さん。

(委員) ありがたいことに綺麗な水を供給してもらっている。水道事業を安定させるというのを一番に考えて、あと確かにその少ない方には負担を増えるけども、この政治的決断ですよ。

(会長) 審議会としては水道事業の安定的な経営と安定的な供給をしてもらうのが、これが第一です。したがって今皆さんが 15%で、やむを得ないかというお話で、料金体系の在り方については、単身者についてちょっと負担が増えてしまうけども、子育て世代についてはある程度の割安があるということで、緑の線ですが案 2 がいいのかなっていうお話があるんですけど、それでどうでしょうか。

(委員全員) はい、いいと思います。

(会長) よろしいでしょうか。それでは料金改定率については 15%、料金体系については緑の線案 2 で答申書を作っていただくことで、先ほど委員さんからもありました通り、答申書の中には付帯意見として先ほど発言があったようなことも記載してほしいということでご理解いただきたいと思います。ありがとうございました。

これで 10 分程度休憩させていただきます。今度は下水の料金改定になります。お疲れのところ申し訳ございませんけども、よろしくお願ひします。休憩に入ります。

10 分休憩

(会長) よろしいでしょうか。次にですね、下水道料金の関係につきまして、前回に引き続きまして審議してまいりたいと思います。初めに資料等の説明事務局からお願ひします。

(事務局) 下水の資料 3 説明

(会長) 法定内繰入金の話が前から出ているけども、法定外繰入金っていうのをちょっと分かりやすくもう 1 回説明してくれますか。

(事務局) 法定外の繰入金について改めて説明させていただきます。下水道は公営企業になりますので、使用料で経費を賄うのが原則でございますが、現在賄えておりませんので、下水を使用していない方からの税金も含めて町から仕送りをいただいて下水道会計を賄っているような状況でございます。その内法定内繰入金は、国で決められた項目に使うためのものになります。その他の足りない場合には、やむを得ず法定外の繰入金を入れております。今の伊奈町の下水道会計につきましも法定外の繰入金をいただいているというような状況になってございます。

(会長) 改定案の 7.9%だと法定外の繰入金を町からいただきなくちゃやっていけないという状況なのですか。

(事務局) こちらも5年間は法定外繰入金を入れないでやっていきますけども、5年後の12年にはもう大幅な赤字に転落しますよという状況です。

(会長) 5年間については法定外繰入金がなくてもいいのだけども、6年目に必要ということですね。改定案Cの15%の改定率で、資産維持率が何%があるということですね。近隣の市町村については全部0%なのですね。結局は単独でなかなか下水事業は維持できない状況なんだよね。委員さんの方から何かありますか。

(委員) 資産維持費なのですが、これ費用として落とすわけですよね。資産関係の取得とか、減価償却費を運用に持って行くので、引当金はするのかどうかというのはあつたんです。下水の場合は八潮のこともありますから、単純に5年後だけで考えてみても 設定7.9%の値上って考えられないわけですよね。もっと上の12.6%とかそういうふうなものを考えていかないと、なかなか大変なんじゃないかなと思いました。資産維持費を取らないといけないのかな。それから毎年修繕費を始めとして、資産関係の費用がでていると思うのですが、その辺の兼ね合いがどうも良くわからなくて。

(会長) 八潮の事件があつてから資産維持率がゼロでいいのかっていう議論もしなくちゃいけないだろうということで、委員さんがおっしゃったこと説明してくれる。

(事務局) 資産維持費は、将来の更新需要や耐震化工事等が新設当時と比較して費用の増大が見込まれております。使用者負担の世代間公平とを確保する観点からも実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用として適正かつ効率的効果的な中長期の改築計画に基づいて算出するものというのが資産維持費となります。先ほどの3%は、水道事業においては水道料金改定要領に基づいて3%を標準としなさいよと言てるのですが、下水についてはこの定めがございません。ただ、この前の八潮の事故とか、あと8年後には下水道管が耐用年数が50年を超えるものが出てきますので、そういうところを調査するとやはり腐食とか壊れた部分が出てきます。あとポンプ場の施設も耐用年数を迎えておりますので、資産維持費があれば余裕が出てきますので、それを使って改修できますというのがこちらの資産維持費になっています。

今回の15%の改定の中には、その資産維持率が0.265%入っています。少しづつではありますけども、貯金ができる形になります。それが将来の耐用年数を迎えてきた施設に対して更新だとか修繕とかに使えますよというところであります。それからまた突発的に八潮みたいな事故が発生した場合にもお金を回すことができます。

(会長) 資産維持費っていうのを徴収しないとは何か事故あった場合については、全部町の持ち出しちゃことですね。

(委員) 少し分かりました、ゼロでやっているところが突発的に何かがあった時に。それは先ほどの法定外の繰入金みたいなもので、町の本会計の方からその都度考えていくってことになるわけですね。

(事務局) 突発のことが起きればそうなります。

(委員) 資産関係の不具合が生じた時、修繕費で経費を落としているわけですよね。それとは別に法定耐用年数50年に基づいた、減価償却費はかなり大きなウエイトを占める費用ですね。その減価償却費を計上しているのですか。それとも減価償却費に見合う引当金。資産負担のバランスシートで言えば、資産の負債に当たるわけですから引当金を減価償却かなにかに設けて何らかの形で、引当金を資金として用意するのか、どういう風に処理しておられるんでしょうか。

(事務局) 減価償却費は計上しておりますが、伊奈町の下水道会計においては、厳しい財政状況ですので、修繕の引当金までは、積み立てられておりません。

(委員) 減価償却費のお金は対象外ですね。会計処理で、県とか国に基づいているのならばそれはそれでもいいんですけど、取得資産の耐用年数が来れば今後また新たに更新しなくてはいけないわけですね。そうするとその更新するための予算をどこで置いたらどうかということになるんですよ。資産維持費は、今までどんなふうにやってたんでしょうか。引当てたとしても、全体から見たら微々たるものかもしれませんけども。

(会長) 公営企業会計法に基づいた企業会計は何年からなの。

(事務局) 令和2年からです。企業会計になってまだ5年ぐらいしか経過していないところで、特別会計時代の収支をまだ引きずってる部分がありますので、企業会計で準備できていないところはございます。

(委員) 次への資産投資の費用がなければ、改修していくことになってしましますから、単年度の損益関係だけで見ていると、この値上げの仕方でどういう風なことになっていくか、なんか非常に心配なのです。

(会長) 結局、水道事業と違って下水道事業の場合、どこの市町村もほぼ同じだと思います。県もあれだけの事故起こしたけど、結局お金がないわけですね。公営企業でお金出してるわけじゃないですから、一般会計から全部お金出しているわけですから、下水道事業は好ましい姿じゃないんですけど、基本的にはそんな形になってしまっているのですね。

(委員) 独立会計はまだ、建前の状態だということでしょうが、法定外が何かあった時には果たして対応できるだけのものが本会計の方で用意できるか、大変重要なことだと思うのです。

(会長) いざ事故が起きた時に準備がゼロでいいのかということですが、水道事業の手引きと同じ3%取るってことあると、すごい額になると思うのですよ。これはなかなか一般住民には今までの感覚からすれば受け入れがたい数字になるがあるでしょうね。前回の資産維持率3%の改定率が87.8%ぐらいかな。改定率がすごく上がってしまっていうのが実態ですね。

(委員) どれだけ上げるかですけど、改定案Bに行きそうな雰囲気ですが、さきほど委員さんもおっしゃっていた通り、安定的に維持するためだとこの案なのかと思います。設備を維持するとお金はかかるんですけど、ああいう事故が起こるとものすごく大きな費用が掛かるので、先取りでやっていかざるを得ないっていうのが実情だと思うのです。確かに負担は重いです。会社経営していると上がるのは受け入れたくはないのですけど。いざ何か起きた時の費用を考えた時に、例えば機械の故障が起こった時、部品を調達するだけでも、数日かかると生産を止めなくてはならない。下水道で言えば下水道止めることになると思うんですけど、それなかなかできないと思うので、そうならないようにしていかざるを得ないのかなっていうのが、正直な感想です。

(委員) 八潮の件で自分たちにも身近にこう感じるのですけど。下水道の安全を守るために、値上げはやむを得ないかなと思います。

(委員) 資産維持率は先ほどお話を聞いて、大体把握できたのですけど、桶川、白岡とか。資産維持率0%っていうのは運営に関してどうなのか。伊奈町に関しても0%というの、運営はできるが、資産維持費は0円で更新費に活用できなのですね。それを伊奈町は何%にしたら良いのかモデルケースですとか、手引きなどございますでしょうか。

(事務局) 近隣を見ると、全市資産維持費0%になっていています。9月30日に配った資料2で資産維持費の説明文書があるのですが、これは水道の資産維持費の歳出にですが、全体の41.5%が採用しています。近隣の議事録などを見ますと、まず赤字を解消するのを目標として、法定外繰入0円を目指すのが第1段階で、施設の更新費用を貯めるのは、次の段階で目指しているようです。

(委員) 今までのお話を聞いていると、7.9%はないのかなと思いました。他市はその赤字を無くすことをまず目指してるというのはご説明ありましたが。伊奈町もそこを目指すのが当然として、資産維持費も蓄えつつ、安全な下水事業をお願いしたと思うのですが、12.6%と15%どのくらいのが目指して行けるのでしょうか。

(事務局) 15%の中には資産維持率が0.265%入っています。12.6%の改定は令和12年までは黒字を保てるんですけども、13年からは赤字になってしまいます。5年周期で考えておりますので5年間は黒字でいけますというものです。15%ですと10年以降も黒字を維持できますよという事になります。

(委員) 水道と下水で、たまたまかもしれません上げる率も同じにし、同じような体系に合わせていくのもいいのではないかと思いました。

(委員) 八潮で起きた事故も伊奈町で起こる可能性もゼロではないので、ある程度余裕のある予算が必要じゃないのかなと思います。埼玉県がどのような対策を取ってきたのか、情報を収集して。今後の対応に役立てていただければと思いますで、最近ニュースでは、周辺の住宅では悪臭と金属関係のサビが出るとのことですので、そのよう

なことの防止するためにも、予算は獲得しておかなきやいけないと私は思っておりま
す。

(委員) 私もある程度の金額を上げなくてはと思うのですけど、水道料金と下水道使用料
は、両方上がることになりそうなので、それも考えて、パーセンテージを考えた方が
いいのかなとは思いながらも、今の時代値上げは仕方ないのかなと思います。

(委員) この審議会の議題と変わってしまいますが、公共下水から浄化槽に変更する考えは
今のところはないですよね。相当過疎にならないとそういう話は出ないのかなと思
いますが、そういう方向性もある程度見つつ設備を維持管理していくかなきやいけないん
じやないかなっていう気がしますので 将来的にはそういう方法も必要と考えられる
ので、考えてみていただければと思います。

(委員) 事故の心配がありますが、B C P というものがあるのですが、事故や地震の時に事
業の継続をするための計画を作つておくものです。作つておくのも良いと思いますの
で、一度調べて見てみてはどうかと思います。

(会長) 下水道事業も経営が大変ですが、お金がなくて皆さん心配していただいているわ
けですけども、現実的にもちろん心配なのだけども、資産維持率の近隣の状況を見
ると0%ですね。本当は下水道事業としてはもらいたいんだろうけども、改定率が大き
くなる。7.9%っていうのは、赤字が見えてる改定はいかがいかがなもんかなと思う。
5年間で5年目は大幅な赤字に転落するかもしれないというのは、あまり現実的では
ない。外れている気がするのだけれど、皆さんの考えはどうでしょうか。

(委員) 答申できないですよね。

(会長) 水道料金と同じ率の案3だと、使用者に影響が大きいのかなって、感じしちゃう
のかな。下水道の使用地域は上下水道被りますので、両方ありますのでそこら辺も考
えてあげなくてはいけない部分があるのかな。B案だととりあえず5年間については
安定的に事業も維持はできるということですね。皆さんどうでしょうかね。

(委員) 5年間の事業維持の考え方で、この審議会はいいのではないか。

(会長) 委員さんの方から、5年間の事業維持の考えはどうだろうかという話がありま
して。パーセンテージを決めてもらって、それでその料金体系のあり方も決定してい
ただきたいんですけど。12.6%という話になりますが、案Bの12.6%では皆さんどう
でしょうか。

(委員全員) はい、いいです。

(会長) よろしいでしょうか。今やむを得ないということで、下水道料金につきましては 改
定案Bの12.6%の引き上げで答申をしていきたいと思います。どの料金体系するかと

いうことを次に決定して行きたいと思います。事務局で説明をひと通りしてもらったが、もう一回お願ひします。

(事務局) 案1では大口の事業者への負担が大きくなりますが、1人から3人世帯ってところの負担は小さくて済む形です。案2は、基本料以外はそんなに大きく違いはないんですけど。案3は基本水量をなくして、1m³から10m³の区分を設けてます。今まで1m³使った人と10m³使った人では金額が一緒だったんですけれども、不公平感を解消するという形が案3になります。

(会長) いかがでしょうか。下水事業に入ってくるお金はみんな同じですが、どこかに負荷がかかっちゃう。ある程度上水道に考え方を合わせないと。矛盾するのかなと思ったけど、上水道はこの考え、下水道の考えというのはどうでしょうかね。

(委員) 同じ方がいいですよね。あんまり複雑にしない方が良いですよ。

(会長) 委員さんの方からも意見がありました、ある程度合わせた方がいいのではないかというご意見ですけども。そうすると、案2が近いですか。

。(事務局) 案2の方は基本使用料の改定をしていますので、こちらの方が水道の形に近いです、案1よりも案2の方が基本使用量のみの改定なので、安定的に収入が得られます。

(会長) 下水道事業の安定的な経営ができるということで、改定率が12.6%、案2の料金体系はどうでしょうか。

(委員全員) はい、いいと思います。

(会長) どうにかまとめました。これですね、20日には答申案を出してもらうんだけど、また20日には答申案を皆さんにまた見ていただいて、その答申案に基づいて町長のほうに答申していくということになりますので、よろしくご協力をいただきたいと思います。事務局から前回までの意見の回答お願ひします。

(事務局) 前回の審議会で委員様からいただいた意見の回答ですとか対応について説明させていただきます。資料をご覧ください「最初から改定、過去値上げを前提とした資料の作り方はよくないのではないか」というお話がありましたので、誤解のないように表記を検証に統一させていただきます。次に「単に料金使用料を上げるだけではよろしくないので、他のことも努力していただきたい」というご意見ございましたので、こちらが意見1としまして、経営努力をサービス向上に努めるというとの趣旨の文章を入れさせていただいております。その次に「その時の情勢に合わせた料金・使用料を設定できないのか」という意見がございましたので、意見3としまして、5年間の算定機会で今回の、データ作成を行っておりますが、今後は社会情勢を把握して、3から5年での検証を行いますとの趣旨の文章を入れさせていただいております。「低所得者への配慮が必要ではないか・低所得者に対する考えは町長の考えが必

要ではないか」という意見がございましたので、「低所得者への負担軽減対応が必要と判断する場合、所得の多寡を数量で判断できることや、受益者負担が原理原則であることから、使用料体系ではなく町の他の施策として支援を検討されたい」と付帯意見として記載する形の提案をさせていただきます。こちらは上下水道事業は企業会計になっておりますので、ガスや電気と同じく受益者負担金はいただいて、福祉的側面で、国や町の支援が本来の形ではあるのではないかとしたものでございます。続きまして、料金使用料の料金表グラフにしてほしい世帯人数ごとのモデルケースを作成してほしいということで、今回資料作成をしております。その他ですね。改定日を今回の設定で来年の10月とさせていただいておりまして、そのようになるといたしますと、ご意見で「改定日について、物価人件費の上昇等が重なるので、ずらすことができないか」とのご意見がございましたので、付帯意見としまして、「下水道使用料改定は使用料算定期間の経営計画上必要であるが、物価や人件費の高騰が町民生活や事業経営に影響を与えていたる状況下であり、また使用料改定の時期は水道料金改定の時期と重なるため、使用者への影響を考慮されたい」と記載する形の提案をさせていただきます。下水道使用料の大幅な値上げなどで、二回に分けて実施している事業体などが桶川、幸手、東松山などがございますので、伊奈町は今回上下水道が同時に上がるっていうことになりますので、施行日をずらすことはできないか判断を仰ぐものになっております。

(会長) 次の審議会の時までにご意見のある人はその文章を作らないといけない。次は最後の審議会なのでまとめなくてはいけない。審議員さんからなにか意見があるならば、前もっていただき文章化して、答申書作りましょう。いつまでにもらえばよいか。

(事務局) 次回は20日になっておりますので13日までにいかがでしょうか。

(会長) 何か意見がある方は13日までにお願いできますか。それで答申案を作っていただいて、審議したいと思います。よろしくお願いします。これで、議長を降りさせていただきます。

(事務局) 貴重なご意見ありがとうございました。

事務局といたしまして、先ほど話してまいりました答申書の全文を次回提示させていただきたいと思います。質問等ございます場合は13日までに提出いただくようお願いします。また二回目以降の、審議会の議事録をですね。ホームページで公表する必要がございますので、内容の確認をですね。会長と副会長の方にお願いいたしまして、その後ホームページに掲載したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。名前などはですね。公表しない形になっております。

(委員全員) 了解しました。

(事務局) 最後に副会長のご挨拶をお願いいたします。

(副会長) はい、ではこれを持ちまして令和7年度第4回審議会を終了させていただきます。お忙しい中ありがとうございました。

以上のとおり、令和7年度第4回伊奈町上下水道審議会の議事を記録し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

署名委員 清水 弘

署名委員 齋藤 則子